

令和3年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金384,508,080円のうち、70,000,000円を減債積立金に、70,000,000円を利益積立金に、78,899,196円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、165,608,884円を資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める。

令和4年8月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信